

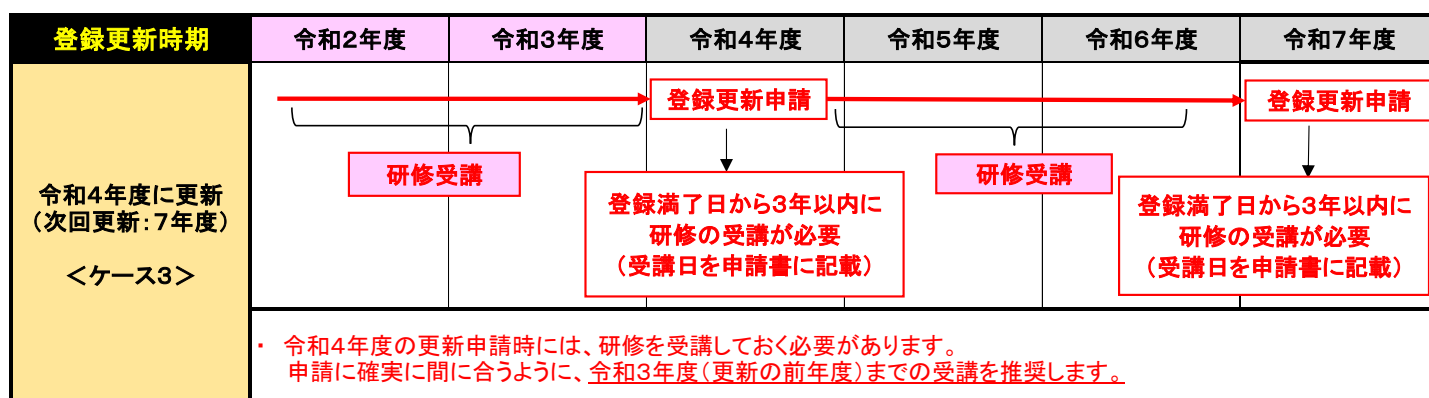
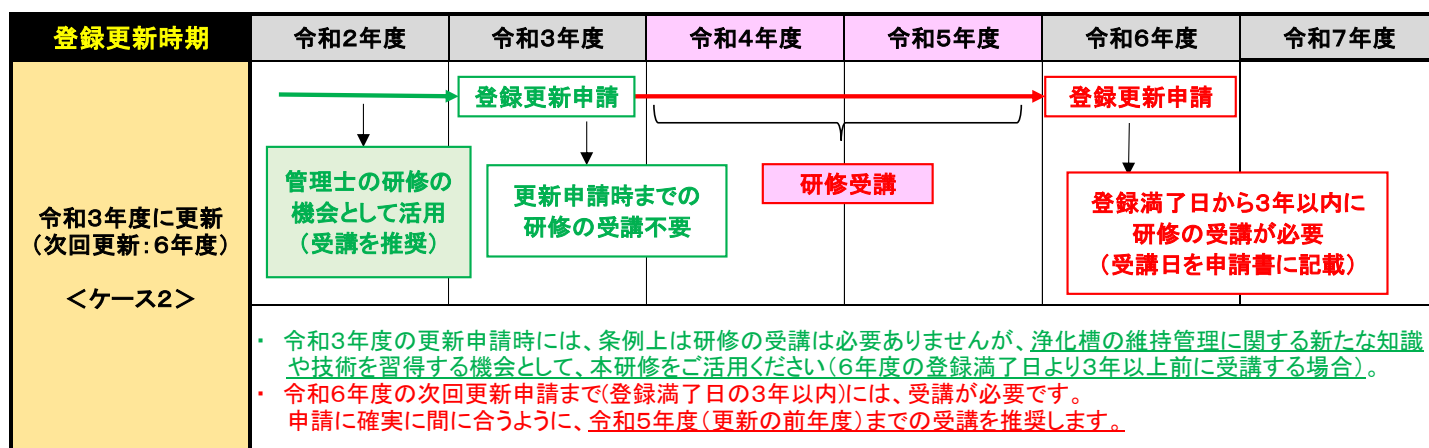
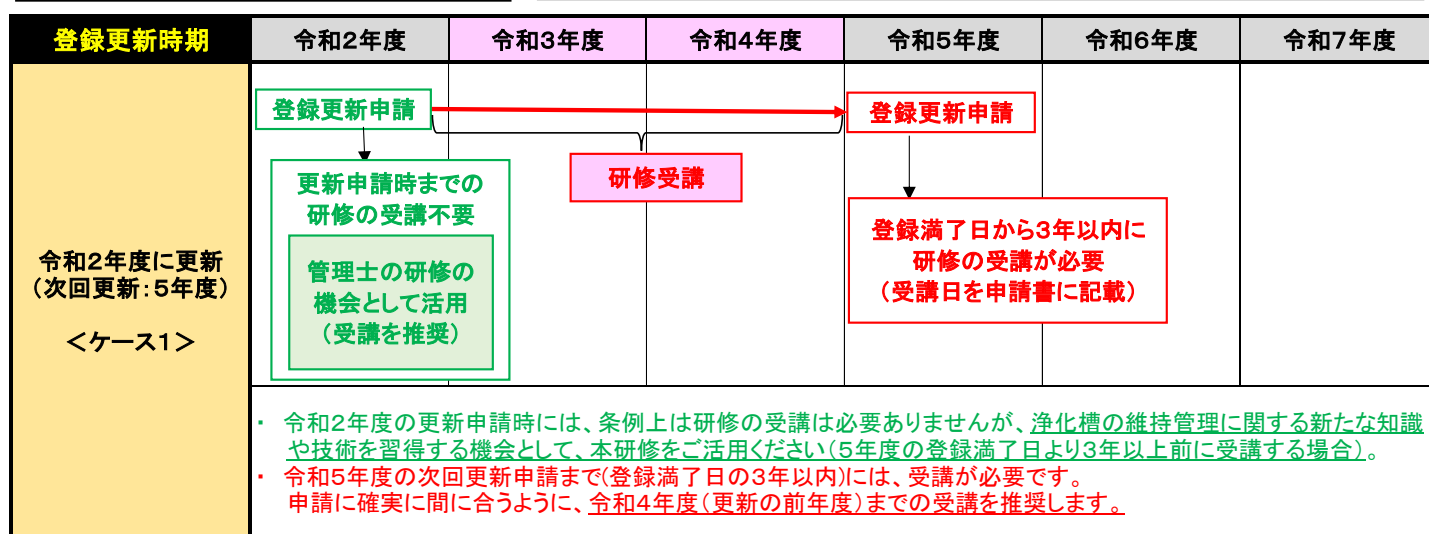
浄化槽法及び福岡県・政令市条例の改正に伴う「浄化槽管理士研修」を開催します。

県・政令市による保守点検業登録の更新申請時期をご確認の上、研修を受講してください！

- 浄化槽法及び福岡県・政令市の条例改正に伴い、浄化槽管理士研修の受講が保守点検業の登録要件となりました。
- この要件には経過措置が設けられており、登録更新申請の場合は、令和4年4月から要件が適用されます。
一方、新規登録申請又は変更届出(新たな浄化槽管理士の登録等)の場合は、令和3年4月から要件が適用されます。
- 各登録事業者におかれましては、県及び政令市の保守点検業登録の更新申請時期をご確認の上、更新申請に間に合うように、**研修を受講してください。**(どのケースに該当するか、別添のチェックシートでご確認の上、該当する赤字部分をお読みください。)
(注)県・政令市によって更新年度が異なる場合は、それぞれのケースをご確認の上、各申請に支障が生じないように受講してください。
- また、経過措置により、申請までの受講を必要とされていないケースに該当する場合も、浄化槽の維持管理に関する新たな知識や実務上の技術を習得する機会として、県・政令市では、本研修の受講を推奨しています。(緑字部分をお読みください。)

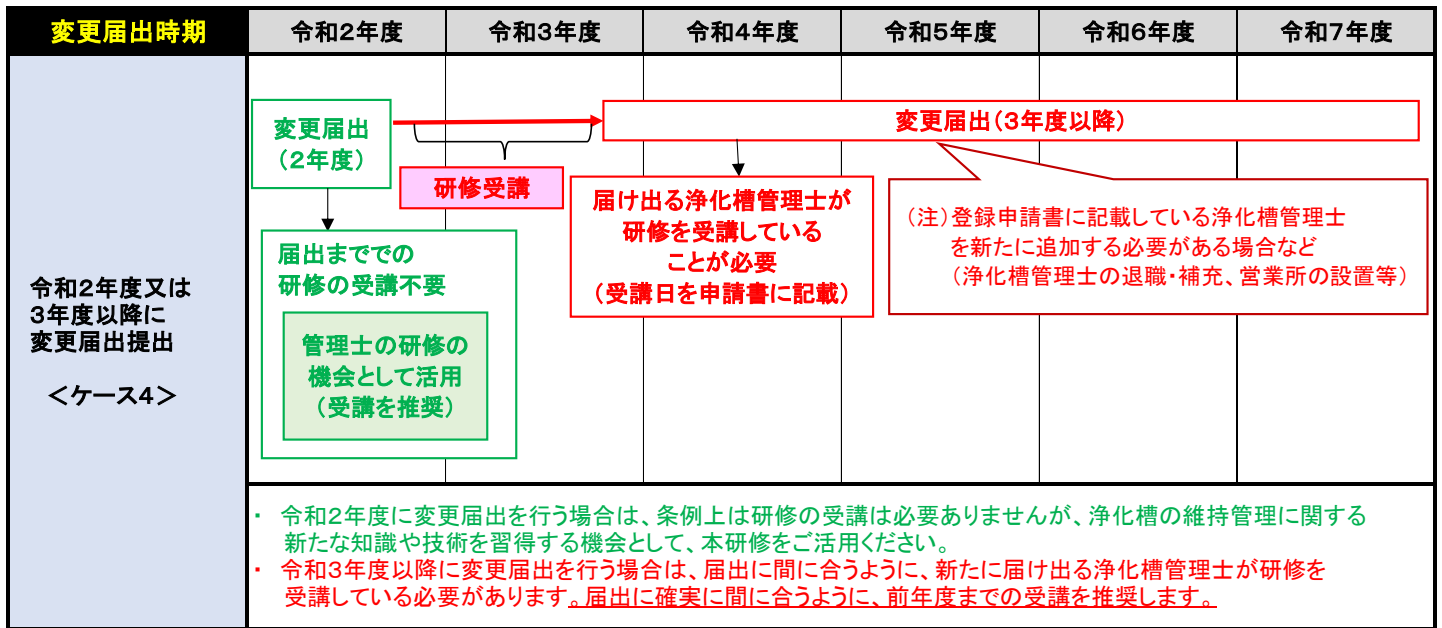
登録更新申請を予定している場合

新規登録申請又は変更届出を予定している場合は、裏面を参照してください。



変更届出を予定している場合

※ 浄化槽管理士の退職・補充や営業所の設置等に伴い、変更届出を予定している場合が該当。
※ 条例には経過措置が設けられており、申請年度によって取扱いが異なります。



新規登録申請を予定している場合

※ 条例には経過措置が設けられており、申請年度によって取扱いが異なります。

